

一般社団法人日本家族看護学会 編集委員会規程

(名称)

第1条

一般社団法人日本家族看護学会(以下,本会という)は,定款第38条にもとづき,理事会のもとに編集委員会(以下,委員会という)を置く。

(目的)

第2条

委員会は,本会定款第4条による学会誌等の発行事業として,学会誌の編集に関する業務を所管し,学会誌(『家族看護学研究』)を発行することを目的とする。

(活動)

第3条

1.委員会は,前条の目的を達成するため,次の活動を行う。

- (1)学会誌『家族看護学研究』の企画,編集,発行の基本方針に関すること
- (2)投稿規程等の制定,改廃に関すること
- (3)論文(資料等を含む)の投稿受付,査読審査に関すること
- (4)論文掲載の決定に関すること
- (5)その他,刊行に関する事業で委員会が必要と認めたこと

2.査読

委員会は,正会員の中から査読委員を選出し,理事会の議を経て学会ウェブページに公告する。

- (1)委員会は,上記項目にかかわらず,投稿論文の専門領域によっては,正会員以外から査読者を選出し任命することができる。正会員外に査読者を依頼した場合には手当てを支給することができる。
- (2)査読委員の任期は原則として2年とし,再任は妨げない。また,辞任又は任期満了後においても,後任者が就任するまでは,その職務を行わなければならない。
- (3)投稿された論文の査読は,2名以上の査読者で行う。

(構成)

第4条

委員会は,委員長1名を含む計10名程度で構成する。委員長には理事を充てる。委員の選出にあたっては,委員会担当理事が理事会に候補者を推薦し,承認を得る。委員の任期は原則として2年とする。ただし,再任は妨げない。委員に欠員が生じた場合,これを補充しその任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は,辞任又は任期満了後においても,後任者が就任するまでは,その職務を行わなければならない。

(会議)

第5条

委員長は委員会を招集し,その議長をつとめるとともに,委員会事務を総括する。委員会は,委員の過半数以上の出席(委任状による出席を含む)をもって成立し,出席委員の過半数をもって議事を決する。

(規程の変更)

第6条

本規程の改廃は,理事会における決議を経て総会に報告しなければならない。

第7条

この規程に定めるもののほか,委員会運営に必要な事項は委員長が委員に諮り,理事会の承認を得て定める。

附則

この規程は,平成27年9月4日から施行する。

この規程は,令和4年9月10日から施行する。